

1 件名

中高年齢者就労支援事業業務

2 業務の目的

島根県内で就労を希望する概ね45歳以上の者（以下「求職者」という。）の就職を支援することを目的とする。

3 業務内容

県東部地区（松江市内）、県西部地区（浜田市内）に事務所を設置し、下記業務を実施すること。

なお、事務所に表示する名称は「ミドル・シニア仕事センター」とする。

(1) 職業紹介**① 求人開拓・登録****ア 求人情報の収集**

島根県内の民間企業や個人事業所等（以下「企業等」という。）への積極的な訪問等を通じて、求職者の要望・適性に合った求人情報を収集する。

イ 企業等からの求人の受付・登録・管理

上記アにより収集した求人情報を求人登録票（任意様式）により登録管理する。
なお、登録した内容について、電子データにより管理しても差し支えないものとする。また、求人の申し込みの内容が法令に違反している場合は、その申し込みは受理しないものとする。

② 求職者への支援**ア 求職登録**

提出書類及び面接等により、求職者の技能、経験、就職を希望する企業・業種及びその他の意向等を把握した上で求職者登録票（任意様式）により登録、管理する。

なお、登録した内容について、電子データにより管理しても差し支えないものとする。

イ 求職者への助言・情報提供

求職者からの就労に関する相談に応じ、助言及び情報提供を行う。
また、必要に応じて、職業訓練に関する助言、情報提供などの支援を行う。
なお、求職者の利便性向上、感染症対策のため、オンラインでの相談体制（オンラインによる相談受付も含む）を構築する。

③ 職業紹介

ア 求職者の希望を尊重した上で求人登録の中から適当と思われる求人企業等を選定し、求人企業等へ意向確認及び面接等の日時を確認の上、紹介状（任意様式）により求人企業等へ求職者を紹介する。

また、求職者及び求人企業への採否の結果を確認するとともに、紹介状況を求人登録票及び求職者登録票（上記①イ及び②アにより作成した電子データ含む。）へ記録し保存する。

イ 定着に向けた支援

求職者が就職した後も、就職先に着実に定着ができるよう支援に努める。

④ ハローワーク等との連携による職業紹介

ハローワーク等と日頃から密に連携し、求人情報の共有や活用を行うとともに、必要に応じて、ハローワーク等と相互の紹介・引継ぎ等連携を図ること。

(2) 就職支援セミナー開催

求職登録者以外の者も対象とした、県内の中高年齢者の就職促進を目的としたセミナーを県東部及び県西部でそれぞれ1回以上開催すること。

(3) 企業向けセミナー開催

中高年齢者が求める職場環境や労働条件等を企業に示しながら、企業における中高年齢者雇用の意識向上を目的としたセミナーを県東部及び県西部でそれぞれ1回以上開催すること。

- (4) **合同企業説明会開催**
求職者と企業担当者が直接接する機会をつくり、円滑な就職を促進するための合同企業説明会を県東部及び県西部でそれぞれ1回以上開催すること。
- (5) **出張相談会の開催**
相談窓口のない地域において、ブース出展等による出張相談を6回以上実施すること。
- (6) **他事業、支援機関との連携**
国、県、市町村及び企業等が実施する中高年齢者雇用推進に資する事業と連携した就労支援に努めるとともに、これら機関が実施する事業について情報収集を行い、求職者や企業等へ情報提供することにより、就労につなげるようにすること。
- (7) **ホームページ等の活用による情報提供・広報**
ホームページ及び公式SNSアカウント（LINE）を開設・運営し、業務内容だけでなく、中高年齢求職者等へ必要な情報の提供を行うこと。なお、女性就労支援事業のホームページとは別に開設・運営することが望ましい。
- (8) **その他支援施策**
(1)～(7)の業務内容以外に、業務の目的を達成するために必要とされる業務があれば、委託料の範囲内で実施に努めること。

4 事業目標

下記の目標を設けるので、達成状況の把握も含め、目標達成に向けた効果的な事業遂行を図ること。

- (1) **相談件数** 年間 1,800件以上
- (2) **就職者数** 年間 200人以上

※就職者数は、上記3(1)①によるものの他、ハローワーク等を経由して就職した人数とする。

5 職員の配置等

上記3の業務を円滑、効果的に行うため必要な業務執行体制を確保すること。ただし、ホームページの開設・管理業務については、別の者（ただし受託者の指揮命令権の範囲内に限る）が行っても差し支えないものとする。

- (1) **配置人員**
原則、県東部地区（松江市内）、西部地区（浜田市内）各3名程度。
- (2) **資格等**
特に資格等は必要としないが、様々な相談等の対応が必要であることから、各地区1名以上は、就労相談又は職業紹介に関する業務経験が豊富な者を配置することとし、それ以外の者についても就労相談又は職業紹介に関する業務経験がある者を配置するよう努めること。
- (3) **業務遂行に当たって**
マンツーマン態勢がとれるよう担当制にするなど、求職者一人ひとりのニーズや状態を個別に把握し、的確に職業紹介等が行えるよう努めること。
また、求人企業等の実態やニーズを十分把握した上で、職業紹介等を行うこと。

6 その他

本事業の実施に関して、本要領に定めのない事項については、別途島根県商工労働部雇用政策課長が定めるものとする。